

## 第7回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年6月5日(火) 午後7:30～9:30

【会場】 郡上市役所 本庁舎4階 大会議室

### 【要録】

1. 開会 (企画課長) 午後7時30分

2. あいさつ

(座長)

(市長公室長)

3. 協議事項

1) 「これまでの懇話会を振り返る」 アドバイザー 今井 良幸 講師

\*パワーポイント資料にてこれまでの懇話会を振り返る。

2) 今後の取り組みについて

○ (仮称) 素案策定委員会方式について

(座長)

・今後の懇話会の進め方として、前回の学習会終了後の懇話会で次のとおり提案を行った。

1) 自治基本条例・まちづくり条例 (以下「自治基本条例」) 策定を前提としたものではない。但し、郡上市で自治基本条例を策定すると仮定し、その中身を考えながら、郡上市に自治基本条例策定が必要かどうかを考えていくものとする。

2) 最初から懇話会全体で協議を始めるよりも (仮称) 素案策定委員 (以下「素案策定委員」) を選出し骨子の素案となるものを策定し、それを叩き台として懇話会全体で議論したい。

3) 素案策定委員のメンバーについては幹事会の中で選出したい。

このことについて異議がなければ、幹事会で選出した委員のメンバーを発表したい。

尚、委員の選出については発足時からの委員による構成とし、新しい委員の方におかれては全体会の中でご意見をいただきたい。

・素案策定委員のメンバーについては、座長と有井弥生副座長の2名、懇話会委員の中から中山紀子さん、興膳健太さんの2名、職員研究会から健康福祉部の鈴木さんの計5名とした。

この5名で次回の懇話会までに叩き台となる素案を作成したい。

○ホームページへの掲載について

\*事務局より説明

○その他

(企画課長)

・前回の懇話会の中で、興膳委員から新委員からも意見を聞きたいという提案があったと思うが、今後、懇話会を進めていく上で委員の意思統一は重要である。まずは新委員を含め委員の皆さんから意見をお聞きし、会全体の認識が一致したところで次の段階である骨子の素案に進んではどうか。

(委員)

・素案策定委員方式については認識し委員要請も受けたが、自分の中でこの自治基本条例の必要性について確信が持てていない。

・以前懇話会の中で行ったワークショップの中でも、条例を改めて制定しなくても郡上市は自治会をはじめとして自治活動ができていないのではないかと、条例を制定することによってやらされているという感覚になってしまうのではないかとという心配がある。

・素案策定委員会の中で協議していく上での参考として、郡上市のまちづくりにおける共通ルールで今すぐ必要なものがあるのか、懇話会委員の意見を伺っておきたい。

(委員)

・地域活動や自治活動について、全体的に郡上市はできているとは思いますが、目標を持ってやっている地域もあれば、昔からの流れで何となくやっている地域もあり、地域差があるのも事実である。

(委員)

・住民の立場からは安心安全の面が最も重要で、市として根底の部分における共通ルールが必要ではないか。

- ・それぞれの地域や自治の活動について、これまで問題がなかったものについては今まで通り進め、大きな部分において全体の共通ルールづくりとして自治基本条例があってもよい。

(委員)

- ・市単位の大きなまちづくりルールや旧7か町村単位のものではなく、人の声が届き、顔が見える範囲の小学校区や公民館エリア程度のまちづくりに関する基本ルールが、地域の崩壊を防ぐ意味において必要ではないか。

(委員)

- ・地域や市民団体との中間組織としての役割、市民力、自治力をソフト面から支援する市民協働センターに期待をしているが、地域の課題解決ということを考えれば、自治基本条例ではなく市民協働センターにより力を注ぐべきではないかと考えている。

(委員)

- ・これからの地域活動における課題は従来からの公民館活動の保持と地域における防災だと感じる。地域でできることは地域に任せ、地域だけでは困難な部分を行政がサポートするという体制が必要である。
- ・他自治体が定めている条例の寄せ集めのものは反対である。

(市長公室長)

- ・市民協働センターについては現場での実践的なものであり、自治基本条例は自治を高める上での理論的なもので、同じ方向性ではあるものの理論と実践の両面があることでお互いが高めあうのではないか。

(委員)

- ・地域でやれること、協働でやれること、公助でやることを考えることが大切である。
- ・私の地区では規約を設け、例えば防災の時に必要なものがどの家にあるかというような情報を皆で共有し、伝統文化においては後世に繋がるように新しい人でも対応できるようなマニュアルを作成している。どの部分までは地域の特性によるもの、どこからが市としての大きなルールとして決めるものとするのか、もっともっと広くヒアリングを重ねることが必要である。

(座長)

- ・自治基本条例は目指すものであり、市民協働センターはそこに辿り着くまでの手段ではないか。
- ・ある地区では自治会と公民館の連携がうまくとれているが、郡上市の中でそういう地区がいくつあるのかということとまだまだだと思ふ。先進的な地区をモデルに市共通のルールを考えることもできる。

(委員)

- ・例えば「見守り活動」に関して、民生福祉委員、社会福祉協議会の福祉委員、PTA委員、青少年育成委員とそれぞれが地域の安全安心のために活動しているが、防災マップの作成や掲示、身体の不自由な方がみえる世帯の情報等の共有、地域ができることはまだまだあり、それは各々の地域で実践していくべきものだが、それぞれの地域がそのような活動ができる総体的な市のルールとして自治基本条例があることが理想である。

(委員)

- ・自治基本条例は「条例」でなくてはいけないのか。市民からすると「条例」に縛られるという受け取り方もできる。

(市長公室長)

- ・他の条例をもある程度規制し、調整する意味からも「条例」として定める意味があるのではないか。

(今井アドバイザー)

- ・自治基本条例は、自治会、公民館、NPO、市民協働センター、行政等それぞれで活動している組織を全体で調整する仕組みである。
- ・例えば自治基本条例の中で市民協働センターというものを制定していることで組織が保障とされるというような役割もある。
- ・例えば防災について、自治基本条例の中で行政、自治会などそれぞれの役割を決めておいた上で関連の条例を制定すれば、実際に動きやすい条例ができるのではないか。

(委員)

- ・私の考えでは、自治会、公民館、NPO、市民協働センター、行政等それぞれで活動している組織を全体で調整することを目的とするのではなく、市の下に7地域のもうひとつ細かい地区単位がきて、それぞれで「まちづくり」が進められるようなルールをお願いしたい。

(座長)

- ・ 財源運営を含め、地域が自立した小さなひとつの自治組織となることまで考えられているのではないかと思います。委員の皆様と郡上市にとって一番よいかたち、方向性が定まるように懇話会の中で議論していきたい。
- ・ 次回は素案策定委員が示す素案について協議しながら進めていきたいと思う。

4. 閉会 (副座長) 午後9時30分